

広島県病院事業管理規程第二号

広島県病院事業組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年四月一日

広島県病院事業管理者 浅 原 利 正

広島県病院事業組織規程の一部を改正する規程

広島県病院事業組織規程(平成二十一年広島県病院事業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第七条の表県立広島病院の項中「地域連携・社会相談室」を「地域連携室」に、「総合相談・がん相談室」を「入院支援室」に、「地域医療支援センター」を「へき地医療支援室」に改め、同表県立安芸津病院の項中「整形外科」の下に「緩和ケア科」を加え、「看護科」を「看護部」に改める。

第八条中「地域医療支援センター」を「へき地医療支援室」に、「臨床検査科、薬剤科及び看護科以外の各科」を「臨床検査科及び薬剤科以外の各科」に、「看護科」を「看護部」に改める。

別表第二号の表センター長の項中「(地域医療支援センターを除く。)」を削り、同表主任部長の項中「及び看護科を除く。」、地域医療支援センター」を「を除く。)」に改め、同表部長の項中「及び看護科」を削り、同表総看護師長の項を削り、同表副部長の項中「及び看護科」を削り、同表室長の項中「、地域連携・社会相談室、総合相談・がん相談室及び緩和ケア室」を「、地域連携室、入院支援室、緩和ケア支援室及びへき地医療支援室」に改め、同表副看護師長の項を削り、同表看護師長の項中「及び看護科」を削り、同表副看護師長の項中「及び看護科」を削り、同表主任医療技術専門員の項中「(看護科を除く。)」を削り、同表主任看護専門員の項中「、看護科」を削り、同表医療技術専門員の項中「(看護科を除く。)」を削り、同表看護専門員の項中「、看護科」を削り、同表医長及び医員の項中「及び看護科」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。